

平成30年度事業計画書
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構
JRECO 情報処理センター

当機構は、平成27年1月27日付けでフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第76条に基づく情報処理センターに指定されたことを受け、法第77条に規定する業務を行う。

当機構では、平成30年度のJRECO情報処理センターの事業として、業務規程に基づき、以下の業務を行う。

(1) 情報処理業務の実施に関する事項

① 情報処理業務の内容

JRECO情報処理センターは、法第77条に掲げる以下の情報処理業務を平成29年度に引き続き適切かつ確実に実施する。

- ・ 法第38条第1項及び法第40条第1項の規定による登録に係る事務を電子情報処理組織により処理する。
- ・ 上記登録事務を電子情報処理組織として構成される電子計算機その他の機器を使用・管理、並びにプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管する。
- ・ 法第38条第2項（法第40条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知並びに法第38条第3項（法第40条第2項において準用する場合を含む。）の規定による記録及び保存を行う。

また、本年度の情報処理業務に関して、年間登録件数は4,030件を見込んでいる。これは、昨年度の年間登録見込み件数が一昨年度とほぼ横ばいの3,100件であったが、法施行から4年目となり徐々に情報処理センターの認知が進み登録事業所数も増えていることから、昨年度の登録見込み件数に伸び率（1.3倍）を適用して見込んだものである。

なお、平成30年3月1日現在の情報処理センターへの管理者・廃棄者、充填回収業者の登録事業所数は下記の通りである。

- ・ 管理者・廃棄者 7,382
- ・ 充填回収業者 1,756

（充填回収業者の場合、1事業所で複数の都道府県を登録している都道府県をそれぞれ個別に累計した場合は 4,691）

② 情報処理業務に関連する問い合わせ対応や事務処理について、適正に処理できる体制の構築と、効率的な実施

人員体制は、本年度において登録件数として昨年度の1.3倍の件数を見込むが、これまでのノウハウの蓄積等の活用及び情報処理センターの利用や認知度の更なる向上のための普及啓発活動の実施等を勘案して、情報システム部4名体制としてシステムの適正な運用に当たることとする。

経理に関しては、本年度から利用者の利用環境に対応すべく、これまでの預かり金から利用料金を引き落とす「前払いポイント方式」に加え、請求書発行による「後払い方式」も導入する。情報処理センター利用のために預託された預かり金と、情報処理センターの利用時に利用料金として当機構が収受した金銭、また、情報処理センター利用に応じて発行する請求書や金銭の徴収については、収支計画書に基づき適切に管理する。なお、情報処理センター単体での収支実績及び計画は経費が上回る状態となっているが、事業規模がまだかなり小さいため、当機構全体の収支の中においては十分に吸収可能である。今後、事業規模の拡大に伴い収支はバランスしてくるものと想定している。

(2) 情報処理業務に用いる設備の維持及び更新の見通し

① 機器更新や拡充等各種の機能改善の適切な実施

情報処理業務を実施するために必要な電子計算機その他の機器に関して、現在のデータ容量の使用領域は一昨年度より7GB増加して38GB(OSなどを含む全使用容量)である。これは使用可能領域307GBの12.4%であることから、本年度の登録件数として1.3倍を見込んでもデータ処理及びデータ容量に関しては十分余裕があり、機器の更新や拡充の必要性はないので現状維持とする。

なお、情報処理センターの利用者の利便性の向上や効率性を高めるため、昨年度と同様に、システム仕様の変更や追加を随時行い、継続的に改善を図ることとする。

参考として、昨年度の実績としては、以下の改善を行った。

- ・ 機器の点検（簡易点検・定期点検）時期の検索機能を追加した。
- ・ 利用料金の支払い方式に「前払いポイント方式」に加え、請求書の発行による「後払い方式」を追加した。
- ・ 1表「1. 第一種特定製品の管理者・施設・製品情報」修正方法を追加した。

② システムの安定運用のための保守管理の実施

情報処理業務を実施するシステムは、これまでと同様に安定した運用を図るために高いセキュリティで保護されたデータセンター内に構築し、外部からのアクセスは暗号化された通信手段やファイアウォールによる接続制限を設けている。システムの開発、変更、維持に関する運用管理の実務は外部委託による専門業者に一任し、JRECOからのサーバーへの直接のアクセスも行えない仕組み（アクセスはWeb経由のみ）とすることで、万一JRECO内の情報機器に不正アクセスやウィルス感染が発生した場合でも、情報処理センターのシステムは隔離された環境としている。

委託先の運用管理者（専門業者）は、JRECOよりの要求に応じてシステムの開発や

変更を行うと共に、不具合発生時の対応やサーバーの CPU 使用率によりシステム運用状況の監視を行っている。同運用管理者と JRECO とは、開発や仕様変更ならびに利用者からの問い合わせ等に対応するため 1～2 週に 1 度程度の頻度で照会や情報交換を行っており、引き続き緊密に連携して安定運用を図ることとしている。

以上のように、現時点では運用については全く問題なく安定的に維持されており、設備能力も当面は拡充や能力向上を図る必要はないレベルにあるので、期中において特段の事情の変化がない限り、本年度も昨年度と同様のシステム体制を維持・管理することで対応を行うこととする。

(3) その他必要な事項に関する事項

昨年度は、フロン排出抑制法の内容も含め情報処理センターの意義や利用方法の広報活動を行い、情報処理センターの利用の普及・促進を図ってきた。

- ・全国主要都市で計 8 回開催された環境省の「フロン類算定漏えい量報告・公表制度 説明会」において、情報処理センターの利用について説明を実施（5 月 31 日から 6 月 21 日）
- ・情報処理センターの利用に関する説明会を東京中心に全国主要都市で計 36 回開催（参加者数 326 名）（添付資料 A）、他にも利用者の要請に対する個別説明会の開催
- ・HVAC&R JAPAN 2018（第 40 回冷凍・空調・暖房展）（2 月 27 日から 3 月 2 日）にブースを出展し、情報処理センター利用の普及・促進活動、セミナー講演を実施（添付資料 B）
- ・分かり易い提案説明書を作成し、ビル管理会社、スーパー等小売業者、製造業者、食品加工業者、大学、病院をはじめとする潜在利用者 50 社以上を個別に訪問し紹介と説明を実施、また、業界団体等 50 団体以上及びその傘下の企業への訪問、電話、メールによる周知、広報活動、キャンペーンを実施
- ・大手上場企業の CSR・環境報告のデータ分析に基づくフロン排出抑制法の周知徹底と法令遵守の上での、CSR 報告への反映等含めて ISO 審査機関へ周知活動を実施
- ・電車内広告、雑誌への広告掲載、関係団体（日設連）会報に連載記事を掲載
- ・フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイトの内容拡充
- ・情報処理センター紹介の動画や、企業導入事例（2 社）、情報処理センターの利用企業（管理者）で企業名公開許諾された企業名をホームページに掲載
- ・情報処理センター利用者へのメール・マガジン情報の発信、情報提供サービスの強化

本年度においても、情報処理センター利用の一層の拡大にむけて昨年度同様に普及・広報活動を継続して行う。

- ・説明会を全国主要都市で計 32 回開催（添付資料 C）
- ・分かり易い資料での潜在利用者への個別訪問、紹介、説明（添付資料 D）
- ・雑誌への広告掲載、関係団体（日設連）会報に連載記事を掲載（添付資料 E、F、G）
- ・利用者の事例等の紹介
- ・ポータルサイトのコンテンツ充実

添付資料

- A. 平成29年度説明会
- B. HVAC&R JAPAN 2018展示会
- C. 平成30年度説明会予定
- D. 管理者向け紹介資料
- E. 連載記事（冷凍空調設備）
- F. 雑誌広告（冷凍空調設備）
- G. 雑誌広告（東冷協だより）

平成29年度 RaMS(冷媒管理システム)説明会 申込状況(2018年3月1日現在)

	セミナー番号	開催場所(都市名)	開催日	講座種別	現在申込数	残席数	定員数	受付状況	受講者数計
1	159	東京都	2017/05/11	A	23	7	30	終了	47
	160			B	24	6	30	終了	
2	161	東京都	2017/06/23	A	21	9	30	終了	48
	162			B	27	3	30	終了	
3	163	大阪市	2017/06/21	A	13	17	30	終了	21
	164			B	8	22	30	終了	
4	165	名古屋市	2017/07/07	A	9	21	30	終了	17
	166			B	8	22	30	終了	
5	167	東京都	2017/07/21	A	5	25	30	終了	22
	168			B	17	13	30	終了	
6	169	東京都	2017/08/29	A	2	28	30	終了	6
	170			B	4	26	30	終了	
7	173	福岡市	2017/09/08	A	19	11	30	終了	37
	174			B	18	12	30	終了	
8	171	東京都	2017/09/26	A	4	26	30	終了	11
	172			B	7	23	30	終了	
9	173	東京都	2017/10/27	A	10	20	30	終了	18
	174			B	8	22	30	終了	
10	175	大阪市	2017/11/10	A	11	19	30	終了	19
	176			B	8	22	30	終了	
11	177	東京都	2017/11/28	A	4	26	30	終了	15
	178			B	11	19	30	終了	
12	179	東京都	2017/12/18	A	9	21	30	終了	15
	180			B	6	24	30	終了	
13	181	名古屋市	2018/1/23	A	11	19	30	終了	20
	182			B	9	21	30	終了	
14	183	東京都	2018/1/26	A	4	26	30	終了	10
	184			B	6	24	30	終了	
15	185	大阪市	2018/1/30	A	3	27	30	終了	15
	186			B	12	18	30	終了	
16	187	大阪市	2018/3/9	A	0	30	30	受付中	0
	188			B	0	30	30	受付中	
17	189	東京都	2018/3/13	A	3	27	30	受付中	5
	190			B	2	28	30	受付中	
18	191	名古屋市	2018/3/16	A	0	30	30	受付中	0
	192			B	0	30	30	受付中	

合計 326



2年に1度の、4日間。
ヒーバック&アール ジャパン 2018
第40回 冷凍・空調・暖房展 2018.2.27(水)・3.2(木)
幕張メッセ 主催：一般社団法人 日本冷凍空調工業会



行こう！
幕張メッセ！

日本最大の
冷熱ビジネス
チャンス！

[日本語](#)
[ENGLISH](#)

[ご挨拶](#)
[開催概要](#)
[出展者情報](#)
[セミナー情報](#)
[HVAC&R アワード](#)
[出展のご案内](#)
[前回開催報告](#)
[ロゴダウンロード](#)

出展者一覧/検索

一般社団法人 日本冷媒・環境保全機構 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館406-2 [TEL] 03-5733-5311 [FAX] [URL] http://www.jreco.or.jp/	ブース番号 E-101
ブースの特長	
機能別	
用途（応用）例	
自社が提供する機器・システム	
出展品目 業務用空調機器・関連システム 「フロン排出抑制法」遵守のために、国指定唯一の情報処理センター機能を併せ持ち、機器の設置から廃棄まで冷媒フロン類を一括管理できる「冷媒冷媒管理システム (RaMS)」を、実演しながら分かり易く提供します	
出展の見どころ 「フロン排出抑制法」が平成27年4月に施行され、業務用冷凍空調機器に充填されているフロン類の管理が義務付けられました。特に、機器の所有者（管理者）には、機器を点検すること（定期点検・簡易点検）、フロン類の繰り返し充填の禁止、機器1台ごとの点検整備記録簿の作成・保存、機器廃棄時の行程管理票の起票と保存というように、遵守しなければならないことがあり、管理が非常に煩雑となっています。当然、点検整備ができる資格を有する充填回収業者の作業も大変煩雑になっています。 法令遵守のために、当機構では国から唯一指定を受けた「情報処理センター機能」を併せ持ち、機器の設置から廃棄まで、機器に充填されている冷媒フロン類を一括管理できる「冷媒管理システム (RaMS)」を構築して皆さまに提供しています。 このシステムを実際に皆さまに触れていただくために、説明員が個々に懇切丁寧に説明します。また、大スクリーンでのプレゼンテーションも行います。 このシステムを導入することにより、いかに便利に機器に充填されている冷媒フロン類の管理が可能となり、コストダウンにもつながることが理解できることと思います。	
	

来場される方へ



来場・カンファレンス
登録はこちらから



来場登録について



開 施設見学会について



YouTube

HVAC & R JAPAN 2016

Youtube動画はこちらから

主催

一般社団法人
JRAIA 日本冷凍空調工業会
The Japan Refrigerants and Air Conditioning Industry Association

お問い合わせ

HVAC&R JAPAN 事務局

株式会社JTB コミュニケーションデザイン内
〒105-8335

東京都港区芝3-23-1

セレスティン芝三井ビルディング

TEL : 03-5657-0755

FAX : 03-5657-0645

E-mail : hvac@jtbcom.co.jp

★フライデーポリシー



JRECO ブースのご案内

★ R a M S 説明会

説明会概要

・フロン排出法と R a M S 冷媒管理システムの活用
(都道府県によるフロン法施行状況)

受付にてアンケートと説明会の資料をお渡しします。

なお、アンケートをご記入の方には粗品を差し上げます。

・日時などは、下記 URL をご参照ください。

説明会のご案内 http://www.jreco.or.jp/hvac_guidance.html

★ R a M S 体験コーナー

R a M S 冷媒管理システムを実際に動かして、体験して頂きます。

当日、事業所登録された企業には「機器管理番号シール」を5枚 差し上げます。

★ 関連資料配布コーナー

JRECO、R a M S、政府補助金事業、第二種冷媒フロン類取扱技術者、RRC登録冷媒回収技術者などの最新資料を無料で配布しています。

★ パネル展示

JRECO が取り組んでいる事業をパネルでご紹介しています。

是非、ご覧ください。

● ログブックお試しキャンペーン (第3弾)

お試し期間中(平成31年9月30日)は 電子点検整備記録簿を無料でご利用になれます。

■ なお、JRECOブースにご来場いただき、アンケートにご記入いただきました方には、粗品をさしあげます。

HVAC&R 2018 (幕張メッセ)
説明会

HVAC&R2018 (幕張メッセ)説明会

HVAC&R2018の展示会でも説明会を開催します。

場所は、主催者である一般社団法人 日本冷凍空調工業会のプレゼンテーションステージ(会場内5ホール/情報発信コーナー)で計8回(各30分)実施。

内容は、フロン排出抑制法の解説とRaMS冷媒管理システムの活用についてです。

また、展示会のJRECOブースでは、RaMS冷媒管理システムの体験コーナーもあります。

当日、受付にメールの申込確認書をご持参の上ご参加ください。説明会の資料とアンケートをお渡しします。

なお、アンケートにご記入の方には粗品を差し上げます。

多数のご参加をお待ちしています。

日付	時間
2/27 (火)	11:00-11:30
2/27 (火)	13:00-13:30
2/27 (火)	14:00-14:30
2/27 (火)	15:00-15:30
2/28 (水)	13:00-13:30
2/28 (水)	14:00-14:30
2/28 (水)	15:00-15:30
3/2 (金)	11:30-12:00

説明会参加申し込みはこちら

セミナー情報

>> 3月2日 (金)

13:00~13:45

講演

2F 201

フロン排出抑制法遵守のための電子情報ツールとその活用法



外山 秀之

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 情報システム部 部長

【講演内容】

フロン排出抑制法が施行されて3年となるが、業務用冷凍空調機器の管理者は点検の実施、点検・整備記録簿の作成・記録・保存やフロン類算定漏れ量の集計など、法に従って実施すべき業務が多々ある。法令にもとづく適正な管理を確実に履行し、かつ煩雑な業務負担を軽減、さらにはフロンの排出抑制対策に役立つ電子情報ツールとその活用法を紹介する。

平成30年度RaMS(冷媒管理システム)説明会開催予定

月	開催都市			回数
4	東京			2
5	東京	大阪	名古屋	6
6	東京	大阪		4
7	東京		名古屋	4
8	東京			2
9	東京	大阪	名古屋	6
10	東京	大阪		4
11	東京		名古屋	4
12				
1				
2				
3				
			合計	32

* 各会場午前・午後2回開催

〔1〕 情報処理センター

(機器整備時の充填・回収情報の登録)

RaMSの基本機能である、機器整備時における充填と回収情報の登録機能のこと。

これは、通常充填回収業者が書面(紙)で交付する「充填証明書」「回収証明書」にあたるもので、登録したデータは、管理者の算定漏えい量計算の元データとなる。

JRECOはフロン排出抑制法(第76条第1項)で定める「情報処理センター」として、唯一国の指定を受けているため、この機能を利用した場合、充填回収業者は、書面による「充填証明書」「回収証明書」の交付が不要となる。

ポイント

- ・ 国が唯一指定する情報処理センターだから安心
- ・ 書面(紙)での「充填証明書」「回収証明書」の交付が不要(ペーパーレスを実現)
- ・ 登録されたデータにより、算定漏えい量がリアルタイムで閲覧、出力、集計できる(無料)
- ・ 充填回収業者の記録・報告量としても集計

【操作手順】 「充填回収業者」が、機器整備時の充填量・回収量を入力する。



- ① 実際の充填・回収作業後、「充填回収業者」がRaMSにログインし、メインメニューにある緑色のボタン「申請書作成」をクリックする。
- ② 入力画面「冷媒充填・回収登録申請書」が表示されるので、機器の「管理者・施設・製品」の情報、「充填・回収」情報等を入力する。

(注1: 機器廃棄時の回収データの inputs は不可、廃棄時は行程管理票を新規作成のこと。)

1. 第一種特定製品の管理者・施設・製品情報 ※利用履歴があれば履歴選択で、あるいは事業者コードを入力すれば、1名の管理者情報は登録された情報が自動入力されます。

施設管理者* <input type="radio"/> 履歴から選択 <input type="radio"/> 事業者コードから選択 <small>事業者コードを入力してください</small>	事業者コード	法定管理者 (会社等) 名・住所
施設名称* 会社情報から取得	系統名	設備製造者*
施設住所* 〒 住所検索	設置年月日	分類*
住所1	住所2	用途*
代表電話	同左電話	型式
機器管理 従事者*		圧縮機の原動機 の定格出力 kW
E-mail*	追加送信E-Mail	使用 冷媒*

2. 漏洩点検・整備、回収・充填記録 ※充填回収業者がログインすると、登録情報が自動入力されます。充填冷媒が1本の使用冷媒と相違するエラーとなります。
※回収して作業中にその冷媒を再充填した量は「算定漏えい量」に、新たな冷媒を充填した量は「追加充填量」に記入して下さい。
種別別冷媒がある場合は「行程管理票」から連携できます。

作業年月日*	点検・整備区分*	充填冷媒*	回収量 kg*	戻り充填量 kg*	追加充填量 kg*	感管・再生量 kg*
入力日の日付を記入						
備考						
作業請負者社名	所在地	作業担当者*	資格者証			
空調設備(種) 東京都	〒105-0011 東京都港区					
登録番号 130000100	登録都道府県 東京都	e-mail	代表電話			

整備者入力 整備者なし
実施作業は2次の内容に相違ありません。

作業請負者責任者(申請者): _____ 管理者承認: _____

- ③ 入力内容を確認後、「管理者」に「承諾依頼」を発信する。この時、利用料金108円(108ポイント)(税込)が「充填回収業者」に課金される。同時に自動メールで「管理者」あてに「承諾依頼」が発信された旨、通知される。
- ④ 通知を受けた「管理者」はRaMSにログインし、メインメニューにある緑色のボタン「登録一覧」をクリックする。一覧の中から「承認待ち」の伝票を選択し、作業内容を確認の上、「承諾」する。
- ⑤ 以上で、登録が完了。

入力画面「冷媒充填・回収登録申請書」

(注2: 情報処理センター機能のみを利用した場合、「管理者」は独自で用意した点検整備記録簿に情報処理センターに登録した内容を記録し保存する必要がある。)

〔3〕点検・整備記録簿 (ログブック)

(機器ごとの充填・回収の登録、定期点検・簡易点検の記録・保存)

電子版の『点検・整備記録簿(ログブック)』(「情報処理センター機能」を含む)のこと。
RaMSに機器ごとのログブックを作ると、充填・回収の登録に加えて、定期点検・簡易点検なども記録することができる。機器整備時に充填・回収作業をログブックに登録した場合は、国の指定する『情報処理センター』にも同時に登録されるので、書面による「充填証明書」「回収証明書」の交付は不要となる。

ポイント

- ・ 充填・回収の登録に加えて、定期点検・簡易点検などの記録も可能 (簡易点検の記録は何回でも無料)
- ・ 充填・回収の登録の場合、情報処理センターにも同時に登録されるので、書面(紙)での「充填証明書」「回収証明書」の交付が不要
- ・ 機器ごとの算定漏えい量がリアルタイムで閲覧、出力、集計できる(無料)
- ・ 機器ごとの点検実施状況や次回点検日を確認することができ、適正管理を実現
- ・ 入力には「履歴から選択」「プルダウンメニューから選択」で簡単

RaMSにログブックを作成した場合、インターネットでRaMSにログインしてログブックを開けば、いつでもどこでも、点検・整備の記録を閲覧することができる。会社のファイルやパソコンに記録簿を作成・保存する必要がなくなる。

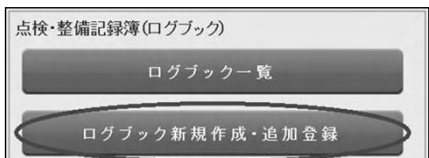
※ ログブック利用の場合、新規作成費用と、更新料108円/台(税込) (1年を超えて新しいデータを登録する際)が、かかる。

【操作手順】 まずは、点検・整備記録簿(ログブック)を新規作成する。

ログブックを新規作成できるのは、RaMSに事業所登録している「管理者」または「充填回収業者」のいずれかとなる。また、作成方法は、事前に機器管理番号シールをご購入の上作成する方法(シール有・648円/台(税込))と、直接システムから機器管理番号を採番して作成する方法(シール無・540円/台(税込))の2通りがある。

点検・整備記録簿(ログブック)の新規作成方法 (詳細は、ホームページに掲載の取扱説明書等の資料をご覧ください。)

	シール有(648円/台(税込)) 【シールを購入してログブックを新規作成する場合】	シール無(540円/台(税込)) 【システムから自動採番してログブックを新規作成する場合】
ログブック 新規作成者		
管理者	①JRECOホームページから「機器管理番号シール」を購入する。 ②RaMSにログイン後、メインメニューの「ログブック新規作成・追加登録」→「管理番号入力」で、シール記載の機器管理番号を入力する。 ③新規ログブックが開くので1表「第一種特定製品の管理者・施設・製品情報」を入力する。 ④1表を入力したら、「充填回収業者」に当該ログブックの機器管理番号を伝えて、2表「漏洩点検・整備・回収・充填記録」に「設置時追加充填量」の記録を入力してもらう。 取扱説明書No 3-2 https://www.jreco.jp/public/assets/file/3_2_manual.pdf	①RaMSにログイン後、メインメニューの「ログブック新規作成・追加登録」→「新規取得(自動採番)」をクリックする。 ②新規ログブックが開くので1表「第一種特定製品の管理者・施設・製品情報」を入力する。 ③1表を入力したら、ログブック一覧に表示される当該ログブックの機器管理番号を、「充填回収業者」に伝えて、2表「漏洩点検・整備・回収・充填記録」に「設置時追加充填量」の記録を入力してもらう。 取扱説明書No 3-1 https://www.jreco.jp/public/assets/file/3_1_manual.pdf
充填回収業者	①JRECOホームページから「機器管理番号シール」を購入する。 ②RaMSにログイン後、メインメニューの「ログブック新規作成・追加登録」→「管理番号入力」で、シール記載の機器管理番号を入力する。 ③新規ログブックが開くので1表「第一種特定製品の管理者・施設・製品情報」と、2表「漏洩点検・整備・回収・充填記録」に「設置時追加充填量」の記録を入力する。 ④管理者に「承諾依頼」を発信する。 取扱説明書No 3-4 https://www.jreco.jp/public/assets/file/3_4_manual.pdf	①RaMSにログイン後、メインメニューの「ログブック新規作成・追加登録」→「新規取得(自動採番)」をクリックする。 ②新規ログブックが開くので1表「第一種特定製品の管理者・施設・製品情報」と、2表「漏洩点検・整備・回収・充填記録」に「設置時追加充填量」の記録を入力する。 ③管理者に「承諾依頼」を発信する。 取扱説明書No 3-3 https://www.jreco.jp/public/assets/file/3_3_manual.pdf



① ログイン後、メインメニューの「ログブック新規作成・追加登録」をクリックする。



② 「管理番号入力」または「新規取得(自動採番)」を選択する。



使ってみよう！

『JRECO 冷媒管理システム RaMS (ラムズ)』 カンタンご利用ガイド

【第 2 回】



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

情報処理センター・事業所登録について

I 情報処理センター

情報処理センターは、フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、業務用冷凍空調機器（エアコン、冷凍冷蔵庫等）にフロン類の充填・回収を行った情報を、インターネットを利用して登録する仕組みです。その運用は国の認可事業です。前記の法によれば一定量以上（CO₂に換算して1,000トン/年）のフロン類を漏えいした場合には、管理者（所有者）は、毎年度その漏えい量を国に報告する義務を負います。その漏えい量はフロン類を充填・回収する業者が発行する、充填証明書、回収証明書に基づき計算しますが、情報処理センターは証明書に記載されるデータを電子情報で管理することで、漏えい量を自動計算・集計する等よりの計算を効率化・合理化する役割を担います。

情報処理センターを活用することで、その都度充填回収業者から交付される紙による証明書は不要とすることができます。

管理者は、この仕組みを活用することで、書面（紙）での充填・回収証明書の管理・保存の必要がなくなり、漏えい量の算定が容易になります。

【情報処理センターへの登録事項】

- ①整備を発注した管理者（自らが充填回収業者である場合を含む）の氏名及び名称及び住所
- ②フロンを「充填、回収」した機器の所在
- ③フロンを「充填、回収」した機器を特定するための情報
- ④フロンを「充填、回収」した充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ⑤情報処理センターへの登録年月日
- ⑥フロンを「充填、回収」した年月日
- ⑦充填（回収）したフロンの種類（冷媒番号区分の別）ごとの量
- ⑧当該機器の設置に充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

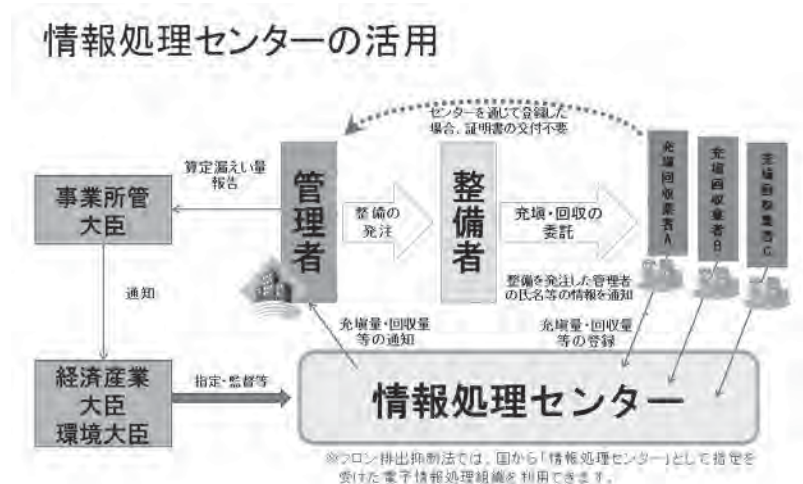


図1 情報処理センター（法第76条）の位置付け

システム内で電子版点検・整備記録簿（ログブック）を作成することもでき、ログブックに入力した充填・回収情報は自動的に情報処理センターへ登録されます。

情報処理センターのみをご利用される場合は、管理者は別途ご自分でログブックの作成・保存が必要になります。

情報処理センターへ登録された充填量・回収量のデータから、管理者の算定漏えい量は自動計算されます。また、登録された情報をCSV形式の電子データで出力して、Excel等でデータ分析を行ったり、国の算定漏えい量報告書作成支援ツールにインポートすることも出来ます。

II 事業所登録

情報処理センターを利用するために先ず行うことは、管理者様、充填回収業者様それぞれがRaMSに事業所登録することから始まります。

RaMSでは取り扱う情報は全て電子データで、連絡は電子メールによりますので、あらかじめメールアドレス等を登録しておかねばなりません。但し、登録は事業所名や連絡先等を記入するだけでするので簡単に済み、登録費や維持費は無料です。

具体的な作業手順としては、まずはJRECOのホームページ画面を開いて、RaMS（冷媒管理システム）《情報処理センター》という名称でパソコンの絵のかいてあるボタンをクリックします。そして、事業所登録のボタンを押し、作業開始となります。

「事業所情報 新規登録」の画面で、最初に登録業種を選択します。プルダウンをして、管理者・廃棄者、取次者、充填回収業者、点検技術業者から選びます。尚、取次者（整備者）とは管理者と充填回収業者の間に入るゼネコンや設備業者或いは商社のような業者を指します。また、点検技術業者とは、都道府県に充填回収業登録はしていないが社内に冷媒フロン類取扱技術者等の有資格者がおり、点検は行えるといった会社を指します。次に、ログインIDとパスワード入力を行い、書式の順番に従って入力をしていきます。複数の事業所を登録する場合にはIDは重複しては使えませんが、パスワードは共通にすることも出来ます。同様に同一の事業所を管理者として登録した上で、点検技術業者としても登録されるような場合もIDは分けてください。（※の付いている項目は、必須項目ですので必ず入力をお忘れないようにお願いします）

事業所登録における入力情報の変更について、担当者の変更、事業所の所在の変更などは可能ですが、システムが付番する事業者コードは変更できません。

管理者として登録をされる場合には、本社情報の入力も必要となります。支店、工場などの施設をお持ちの企業様には、3階層からなる統括部署登録も担当者の集計業務に大きなメリットになります。

登録業種を「充填回収業者」で選択いただきますと、都道府県の登録情報入力も必要となりますのでご注意ください。登録が完了すると「事業者コード」が付与されます。この番号は、アルファベットのRで始まる9桁の番号となり、今後、入力作業をしていくときに必要となる事がありますので、必ず記録をしておいてください。参考までに、事業者コード番号は、管理者はH、取次者はTで始まります。

冷凍空調設備

REFRIGERATION & AIR-CONDITIONING CONTRACTORS

1・2

Vol.45 No.1・2
2018 January

年頭所感

HVAC&R2018 わが社の見どころ

第55回技能五輪全国大会

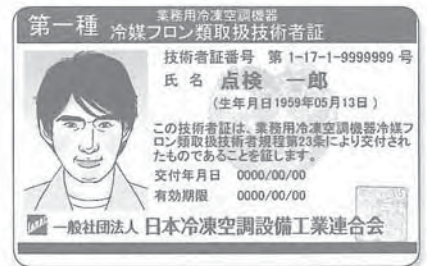


観喜院聖天堂(埼玉県)



一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

平成29年度末で、 法で定められた 定期点検の期日が 切れてしまいます！



「フロン排出抑制法」が平成27年4月に施行され、所有者（管理者）には、使用しているすべての業務用冷凍空調機器について、簡易点検の実施とその点検・整備記録簿（ログブック）の記録と保存が義務付けられています。さらに、圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器については、右表に示した頻度での「定期点検」が必ず必要です。

※これらの作業を怠ると法によって罰則が課せられます。

製品区分	圧縮機の定格出力	点検頻度
冷蔵機器及び冷凍機器	7.5kW以上	1年に1回以上
エアコンディショナー	50kW以上	1年に1回以上
	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上

7.5kW以上50kW未満の業務用エアコンの定期点検は、3年に1回以上となっています。法施行後3年目にあたる平成29年度には数百万台の定期点検が集中することが十分予想されますので、早めの定期点検の計画が必要です。この定期点検は「十分な知見を有する者」（専門業者）が行わなければなりません。時期が集中すると、この専門業者の手配がつきにくくなることになります。余裕をもった点検実施スケジュールをご計画ください。

「十分な知見を有する者」（専門業者）には、第一種・第二種冷媒フロン類取扱技術者等の資格が必要です。点検を行っていただく前に、ご確認ください。

「機器の整備記録・保存」はRaMSにお任せ！

（一財）日本冷媒環境・保全機構の冷媒管理システム（RaMS）を利用すると管理者に多くのメリットがあります。

- ① 漏えい量の算定・報告が簡単
- ② 整備の記録・保存を電子情報で管理
- ③ 管理担当者交代時もスムーズな業務移行
- ④ ISO14001のエビデンスに活用可能
- ⑤ 経済産業大臣・環境大臣より「情報処理センター」として指定
⇒情報管理は万全、サービスの中止もなし
- ⑥ 第三者機関なので機器更新などの営業行為はなし など



RaMS（冷媒管理システム）に関してのお問い合わせは



一般財団法人 **日本冷媒・環境保全機構**
Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization

電話

(03) 5733-5311 月～金曜日（祝・祭日除く）（9:00～17:00）

URL

<http://www.jreco.or.jp>

一般社団法人 東京都冷凍空調設備協会

東冷協だより

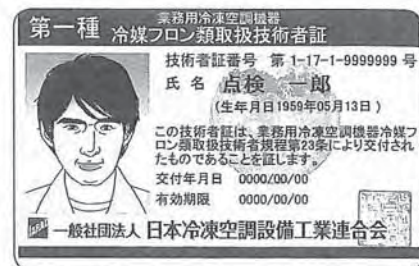
2017. **12**
No.383

● 目次

・ 今、思うこと	1	・ 東冷協日誌	19
・ お知らせ	2	・ 行事予定	20
・ 技術レポート	10	・ 税のコラム	21
・ サロン	11	・ 法のコラム	22
・ リレー訪問	12	・ 新聞記事情報	23
・ 行事報告	14	・ 会員の動向	24
・ 業界情報	13		



平成29年度末で、 法で定められた 定期点検の期日が 切れてしまいます！



「フロン排出抑制法」が平成27年4月に施行され、所有者（管理者）には、使用しているすべての業務用冷凍空調機器について、簡易点検の実施とその点検・整備記録簿（ログブック）の記録と保存が義務付けられています。さらに、圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器については、右表に示した頻度での「定期点検」が必ず必要です。

製品区分	圧縮機の定格出力	点検頻度
冷蔵機器及び冷凍機器	7.5kW以上	1年に1回以上
エアコンディショナー	50kW以上	1年に1回以上
	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上

7.5kW以上50kW未満の業務用エアコンの定期点検は、3年に1回以上となっています。法施行後3年目にあたる平成29年度には数百万台の定期点検が集中することが十分予想されますので、早めの定期点検の計画が必要です。この定期点検は「十分な知見を有する者」（専門業者）が行わなければなりません。時期が集中すると、この専門業者の手配がつきにくくなることとなります。余裕をもった点検実施スケジュールをご計画ください。

「十分な知見を有する者」（専門業者）には、第一種・第二種冷媒フロン類取扱技術者等の資格が必要です。点検を行っていただく前に、ご確認ください。

※これらの作業を怠ると法によって罰則が課せられます。



「機器の整備記録・保存」はRaMSにお任せ！

（一財）日本冷媒環境・保全機構の冷媒管理システム（RaMS）を利用すると管理者に多くのメリットがあります。

- ① 漏えい量の算定・報告が簡単
- ② 整備の記録・保存を電子情報で管理
- ③ 管理担当者交代時もスムーズな業務移行
- ④ ISO14001のエビデンスに活用可能
- ⑤ 経済産業大臣・環境大臣より「情報処理センター」として指定
⇒情報管理は万全、サービスの中止もなし
- ⑥ 第三者機関なので機器更新などの営業行為はなし など



RaMS（冷媒管理システム）に関してのお問い合わせは



一般財団法人 **日本冷媒・環境保全機構**
Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization

電話

(03) 5733-5311 月～金曜日（祝・祭日除く）（9:00～17:00）

URL

<http://www.jreco.or.jp>

収支予算書(平成30年度計画)

(情報処理センター)

自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月31日

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

東京都港区芝公園3-5-8
機械振興会館406-2

予定貸借対照表

平成31年3月31日見込み

情報処理センター(指定法人)

その他会計

(単位:円)

科 目	平成30年度計画
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	480,000
流動資産合計	480,000
2. 固定資産	
ソフトウェア	690,000
固定資産合計	690,000
資産合計	1,170,000
II 負債の部	
1. 流動負債	
預り金	450,000
その他	7,727,100
流動負債合計	8,177,100
負債合計	8,177,100
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	0
2. 一般正味財産	-7,007,100
正味財産合計	-7,007,100
負債及び正味財産合計	1,170,000

予定正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

情報処理センター(指定法人)

その他会計

(単位:円)

科 目	情報処理センター30年度計画
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
事業収益	539,000
経常収益計	539,000
(2) 経常費用	
事業費・管理費	
人件費	1,154,000
委託費(サーバー使用料、システム保守費)	140,000
システム開発引当金繰入額	0
減価償却費	346,000
賃借料(事務所費等)	141,000
旅費、交通費	84,000
通信運搬費	28,000
印刷製本費	56,000
広報費(パンフレット作成費)	21,000
銀行口座手数料	7,000
会議費・研修費	21,000
消耗品費・消耗什器備品・修繕費	23,000
租税公課その他	266,000
経常費用計	2,287,000
評価損益等調整前当期経常増減額	-1,748,000
評価損益等計	0
当期経常増減額	-1,748,000
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
税引前当期一般正味財産増減額	-1,748,000
法人税・住民税及び事業税	0
当期一般正味財産増減額	-1,748,000
一般正味財産期首残高	-5,259,100
一般正味財産期末残高	-7,007,100
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
III 正味財産期末残高	-7,007,100